

鹿児島県子ども・子育て支援会議
第4回 子どもの生活支援対策部会

日時：平成30年11月21日（水）
午前10時30分から
場所：鹿児島県赤十字会館2階
クロススペースかもいけI

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 生活困窮者自立支援制度に係る任意事業実施の要請について
- (2) 子ども食堂への支援について
- (3) その他

3 閉 会

鹿児島県子ども・子育て支援会議
子どもの生活支援対策部会委員名簿

委員属性	団体(者)	職名等	氏名
子どもの保護者	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	理事	青矢 順子
	鹿児島県PTA連合会	副会長	田實 澄恵
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	鹿児島県児童養護協議会	会員	白鳥 浄子
	鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会	会長	徳永 伸一
	社会福祉法人鹿児島県保育連合会	会長	岩下 修一
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	鹿児島大学教育学部	教授	前田 晶子

欠席

○ 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

平成25年10月11日
条例第63号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。
(平26条例53・一部改正)

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。
2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、くらし保健福祉部において処理する。
(平30条例9・一部改正)

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成25年11月規則第64号で、同25年11月21日から施行)

附 則(平成26年10月10日条例第53号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行の日＝平成27年4月1日)
2 鹿児島県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の前日においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(同法第17条第3項の規定に係るものに限る。)を調査審議することができる。

附 則(平成30年3月23日条例第9号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鹿児島県子ども・子育て支援会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年10月11日条例第63号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

(部会)

第2条 会議に次の部会を置く。

名 称	委員の定数	所 掌 事 項
認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項
子どもの生活支援対策部会	6名以内	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」に関する事項

2 会議は、認定こども園部会及び子どもの生活支援対策部会の所掌事項について、認定こども園部会及び子どもの生活支援対策部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

(緊急措置)

第3条 緊急やむを得ない事由のあるときは、会長は、文書をもって会議に代えることができる。

2 前項の規定は、部会において準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、認定こども園部会の所掌事項の調査審議に係るものは、非公開とする。

(代理出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第1回子どもの生活支援対策部会結果

1 開催日時

平成29年8月9日（水） 14時～15時30分

2 開催場所

県庁 10-総-1会議室

3 出席委員

前田 晶子（【部会長】鹿児島大学教育学部 准教授）

青矢 順子（鹿児島県子ども会育成連絡協議会 理事）

田實 澄恵（鹿児島県PTA連合会 副会長）

白鳥 浄子（鹿児島県児童養護協議会 会員）

徳永 伸一（鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会 会長）

岩下 修一（社会福祉法人鹿児島県保育連合会 会長）

4 議事内容

(1) 「かごしま子ども未来プラン2015」における「子どもの貧困対策」について

(2) かごしま子ども調査の結果及び今後の取組等について

5 委員からの主な意見

(1) 子どもの貧困については、乳幼児の支援が喫緊の課題と言われているが、義務教育を離れたときに、新たな課題が出てくるので、高校生も含めた対策ができないか。

(2) 子ども食堂のような形で、地域における子ども達の生活支援の取組を行っているが、子ども食堂と並行して学習支援ができるような形が必要

(3) 児童クラブにおいても、学習支援を行っているが、専門的な知識とか人材が不足しており、無料で学習支援ができるような充実した体制作りが必要

- (4) 学校行事が過度に増えて、働いている保護者が学校行事に参加する機会をなかなか作れない、ワークライフバランスの取組の充実が必要
- (5) 夕食を食べていない、一人で食べている子どもが存在しているので、子ども食堂のような民間の取組を行政として支援できないか。
- (6) 子どもの教育は、学習だけではなく、心の面もあるので、家庭でのコミュニケーションの機会を図っていくことが必要
- (7) 乳幼児医療費助成事業はとてもいい事業だが、周知徹底が必要
- (8) 相対的貧困は目に見えにくい方も多くいる、個人情報保護の中で、そこに入れていけるような環境作りが必要
- (9) 役場等で実施する無料の勉強会や家庭教師の人材について、毎年鹿児島県の各地でたくさんの教職経験者が退職するが、ボランティアでもやってもいいと思っている方が相当数いると思う。
- (10) 子どもの生活支援となっているが、子どもには必ず親がいるので、親がどういう生き方をされるかが子どもに大きな影響を与えるので、親の生活安定を同時に支援することが必要
- (11) 障害児を抱える家庭には生活困窮者が多いので、目を向けることが必要
- (12) 子ども会で行う体験授業では、参加費が必要になるが、参加費がかかるものには参加しないという保護者もいる。市町村からの補助がカットされつつあるので、予算への配慮が欲しい。

6 今後の予定

- ・年内に第2回目の会議を開催したい。

第2回子どもの生活支援対策部会結果

1 開催日時

平成29年11月20日（月） 13時10分～14時20分

2 開催場所

市町村自治会館 403号室

3 出席委員

前田 晶子（【部会長】鹿児島大学教育学部 准教授）

青矢 順子（鹿児島県子ども会育成連絡協議会 理事）

田實 澄恵（鹿児島県PTA連合会 副会長）

岩下 修一（社会福祉法人鹿児島県保育連合会 会長）

4 議事内容

- (1) 第1回子どもの生活支援対策部会の開催結果について
- (2) かごしま子ども調査対策事業の実施状況について

5 委員からの主な意見

- (1) 親を支援すれば子どもの支援になるわけではなく、虐待などを考えれば、子どもの目線からの支援対策が重要
- (2) 包括的な支援体制を作成する際に、一体化するのではなく、子どもの生活支援対策の明確な固有性が必要
- (3) 学習の意欲支援はできるが、学習支援となると専門的な知識が必要であり、密な連携が必要
- (4) 必要なものを必要な方に支援できる体制づくりが包括支援体制で必要
- (5) 子ども未来プランでも貧困の部分を含めて子どもの人権を中核においたプラン作りが必要
- (6) 子どもの気になる行動の背後には何らかの貧困という家庭の不安定な状況が想定されるので、貧困の位置づけと貧困が問題になる時期はいつなのかの見極めが必要

第3回子どもの生活支援対策部会結果

1 開催日時

平成30年8月10日（金） 午前10時30分～正午

2 開催場所

県庁行政庁舎7階 7-総-1会議室

3 出席委員

前田 晶子（【部会長】鹿児島大学教育学部 准教授）

青矢 順子（鹿児島県子ども会育成連絡協議会 理事）

田實 澄恵（鹿児島県PTA連合会 副会長）

白鳥 浄子（鹿児島県児童養護協議会 会員）

徳永 伸一（鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会 会長）

岩下 修一（社会福祉法人鹿児島県保育連合会 会長）

4 議事内容

- (1) 第2回子どもの生活支援対策部会の開催結果について
- (2) 鹿児島県の子育て支援行政に係る組織改編について
- (3) 子どもの生活支援対策推進連絡会議の設置について
- (4) 子どもの貧困対策計画の記載事業について
- (5) 既存事業の効果的な周知や今後の取組の検討について

5 委員からの主な意見

- (1) 子どもの生活支援対策を子どもの成長段階で整理した一覧表は、非常に分かりやすく、いい資料である。これらの生活支援対策について、重複等がないか、横の連携が必要なものがないか等、検証する必要があるのではないか。
- (2) 生活困窮者自立支援事業の任意事業については、地域により偏りがあるので、事業主体である市町に積極的に働きかけてほしい。
- (3) 妊娠期の支援も、子どもの生活支援対策に含めてよいのではないか。
- (4) 子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながるよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要である。
- (5) 子どもの生活支援対策についてリーフレット等を作成し、周知する場合には、学校への配布が効果的と考える。
- (6) 必要な方が支援を求めやすくするため、リーフレット等には、支援の対象となった方々の事例を紹介したらどうか。